

第3章 消費者教育推進上の重点目標と具体的な取組

国の基本方針において、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、段階的に行わなければならないとされており、本市では、消費者教育の意義や目標が理解できるように「消費者教育推進におけるイメージマップ」(P37)(以下「イメージマップ」という。)を作成しました。

また、この基本方針では、「消費者市民社会の構築」「商品等やサービスの安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の4つを対象領域とし、下表のとおり、対象領域ごとに消費者教育が育むべき力を定めています。

対象領域	育むべき力
消費者市民社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの消費が幅広く、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力 ・ 持続可能な社会の実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力 ・ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力
商品等やサービスの安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品等の安全性に関して表示等を確認し、危険を回避できる力 ・ 商品等による事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力
生活の管理と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの将来を見通し、生活の管理と健全な家計運営ができる力 ・ 契約を明確に理解し、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力
情報とメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力 ・ 個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

本市においては、前ページの国の基本方針を踏まえつつ、第2章で述べた課題解決のため、次のとおり重点目標を掲げます。

重点目標 1	推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発
--------	----------------------------

重点目標 2	各主体への意識付け及び実践方法の普及
--------	--------------------

重点目標 3	高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化
--------	-----------------------

重点目標 4	若年者に対する消費者教育の充実
--------	-----------------

重点目標 5	消費生活センターの拠点化
--------	--------------

これらの重点目標を設定した背景には、20歳未満の若者が契約者となった相談が増えていること、高齢者の消費生活相談が増加していることがあります。そのため、ライフステージの中で特に、若年者、高齢者等における消費者教育の推進等を重点目標として設定します。

これらの目標を取り扱うにあたり、市民（消費者）、行政、地域、事業者、学校等の各主体が消費者教育を理解し、取組を推進することとします。それぞれの重点目標における「取組の方向性」と「具体的な取組」は次ページのとおりです。「具体的な取組」では、従来からの継続事業を●、新規及び現状からの拡充を行う事業を★で示しました。

重点目標 1

推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発

[取組の方向性]

推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発をする
消費生活センター職員（消費生活相談員及び職員）が「消費者市民社会」について教育できるよう資質向上を図る

[具体的な取組]

- くらしのセミナーを開催し、消費生活を営むための必要な法律知識や、生活技術の普及、消費者市民社会の普及・啓発を行う
- 消費者としての意識を高めるための消費生活川柳の募集をする
- 消費生活センター職員を各種研修に派遣することにより資質の向上を図る
- 消費生活展を開催し、パネル展示やクイズラリーを実施することで、来場者の消費者市民としての意識を高める
- ★消費生活センターの体制強化のための例規（条例）を整備する
- ★広報紙、ホームページ、twitter、facebook等の媒体を活用して、消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報を発信する
- ★地域・家庭でのエコな生活の取組（沼津市独自の取組としてP35に記載）
- ★各主体による消費者教育の機会の提供と関連事業の実施

重点目標 2

各主体への意識付け及び実践方法の普及

[取組の方向性]

各主体が実施する事業と消費者教育との関係を整理する
消費者教育を行っているという意識付けを各主体に対して図る

[具体的な取組]

- くらしのセミナー等に事業者を講師として招く
- 消費生活展における各主体の活動アピールの場を設ける
- 消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法・電気用品安全法に基づく立入検査の実施により適正な表示の啓発を行う
- 消費者と事業者の相互理解及び協力のための交流の機会を提供する
- 自治会、老人クラブ等に対する出前講座を実施する
- ★事業所の職員に対しての出前講座を実施する
- ★PTA等に対する出前講座を実施する
- ★各主体による消費者教育の機会の提供と関連事業の実施

重点目標 3

高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化

[取組の方向性]

地域におけるさまざまな関係団体等と連携し啓発を図る
福祉関係者との連携を強化し、啓発や見守り力を強化する

[具体的な取組]

- 筋力パワーアップ教室において、旬な消費者トラブルの情報を伝達する
- 地域包括支援センターとの情報連絡体制を整備し、悪質商法等のトラブルに関する情報の収集に努める
- 高齢者に対して啓発のチラシを回覧板を用いて配布する
- 敬老行事で啓発グッズを配布する
- ★自治会、老人クラブをはじめとする地域団体、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設、居宅介護支援事業所などに消費者被害防止に関する出前講座を実施する
- ★収集した情報を迅速に危険情報として、地域包括支援センターへ伝達する
- ★各主体による消費者教育の機会の提供と関連事業の実施

重点目標 4

若年者に対する消費者教育の充実

[取組の方向性]

学校等において、年齢に応じた消費者教育を実施する
教育委員会等と連携して、学校等における消費者教育を支援する

[具体的な取組]

- 授業で活用するためのDVD等の教材の提供を行う
- 親子消費者教室の開催により、消費者としての知識を普及する
- 新成人に対して啓発グッズを配布する
- ★学校等（特に高等学校）に消費生活相談員を講師として派遣し出前講座を実施する（沼津市独自の取組としてP35に記載）
- ★教職員等に対する出前講座を実施する
- ★PTA等の集会を活用して保護者に対する消費者知識の啓発を図る
- ★各主体による消費者教育の機会の提供と関連事業の実施

[取組の方向性]

消費生活センターが中心となって各主体に働きかけを行う
各主体と相互に連携しながら、消費者教育に取り組む
各主体のスキルアップへの支援を行う
消費者教育の具体的な取組事例の紹介等を行う
消費生活センターの業務の周知を図る
消費者教育の担い手を育てる

[具体的な取組]

- 消費生活モニター制度の実施により、消費生活への関心の高い市民を養成する
- 警察との連携を強化し、共同で啓発や問題解決を行う
- 消費生活相談員に有資格者を任用する
- ★各主体が行う消費者教育に該当する事業の情報を収集し、外部に向けて周知する
- ★重点目標 1～4 で挙げた各項目に取り組んでいく

《沼津市独自の取組》

本市には高等学校が多いという特徴が挙げられます。本市在住の 16～18 歳の人口は 5,653 人（平成 27 年 5 月 7 日時点）ですが、市内の高等学校に通う生徒の数は 8,600 人以上（平成 27 年 5 月 1 日時点）です。この点から、独自の取組として、高等学校における消費者教育に力を入れていきます。高等学校を卒業し、大学進学や就職をすると、第 2 章（P 7）でみられたような消費者トラブルに遭遇する可能性が増えます。こうしたトラブルの未然防止に繋がると考えられます。（重点目標 4）

また、本市では「沼津方式」と呼ばれるゴミの分別収集への取組により、市民に環境への意識が根付いていると言えます。今後は、消費生活の視点からさらに環境への意識付けを図るため、本計画にも関連する環境基本計画（P 2）に基づき、地域・家庭でのエコな生活の取組を推進して参ります。（重点目標 1、2）

《消費生活センターを拠点化した消費者教育の取組イメージ》

各主体に期待される役割と連携

各主体は、それぞれの役割を理解しながら、互いに連携して消費者教育に取り組むことが大切です。

